

## 【重要事項説明書】ハッピーワンプラス「賃貸入居者総合保険」をご契約いただくお客様へ

### A. 契約概要

この「契約概要」は「賃貸入居者総合保険」のご契約に際してその商品内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい重要な事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みください。申込人（保険契約者になる方）と被保険者が異なる場合は、申込人から「契約概要」の内容を被保険者にご説明ください。

本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点につきましては、弊社までお問い合わせください。

### 1. 商品の仕組み

この保険は、居住用賃貸住宅にお住まいの方を対象として、事故により所有する家財に損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき居住用賃貸住宅の事故に伴う修理費用等を負担した場合、偶然な事故により居住用賃貸住宅の貸主に対して賠償責任を負担した場合および日常生活において他人に対して賠償責任を負担した場合等を補償するものです。

### 2. 補償の内容

#### I. 家財補償

約款の種類	保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払額および支払限度
普通保険約款	(1) 損害保険金	<p>次に掲げる事故によって保険の対象について損害が生じたとき            ①火災            ②落雷            ③破裂または爆発            ④風災、ひょう災または雪災。ただし、借用戸室またはその窓、扉その他開口部が直接破損した場合に限る。            ⑤借用戸室の外部からの物体の落下、飛来衝突または倒壊            ⑥給排水設備に生じた事故または他戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災による場合は除く。            ⑦エアコンに生じた事故による水濡れ。ただし、家庭用電化製品の損害に限る。            ⑧騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為            ⑨水災。ただし、床上浸水を被った場合に限る。            ⑩盗難による盗取、き損または汚損            ⑪通貨または預貯金証書の盗難</p>	<p>再調達価額（ただし、貴金属、美術品等については時価額）により算出した損害の額を保険金として支払います。            ①から⑥および⑧の事故            保険証券記載の家財保険金額を限度            ⑦の事故            損害の額 1回の事故につき 5万円限度            ⑨の事故            損害の額 1回の事故につき100万円または家財保険金額の20%のいずれか低い額限度            ⑩の事故            損害の額 1回の事故につき50万円限度            ただし、貴金属・宝石・宝石・時計・カメラ・楽器およびバッグならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の時価額が30万円以下のものについては、1個または1組ごとに10万円を限度            ⑪の事故            損害の額 1回の事故につき以下の額を限度            通貨：10万円限度            預貯金証書：50万円限度            ただし、①から⑨の事故（⑦を除く）で自転車に生じた損害に対しては、1台につき5万円限度、⑩の事故については1台につき10万円限度</p>
	(2) 臨時費用保険金	前記(1)の損害保険金の支払事由の①、③、④または⑥の事故によって損害保険金が支払われるとき	損害保険金の 5 % ただし、1回の事故につき10万円限度
	(3) 残存物取片づけ費用保険金	前記(1)の損害保険金の支払事由の①から⑨までの事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用を支出したとき	支出した費用とし、損害保険金の 5 % に相当する額を限度

普通保険約款	(4) 失火見舞費用保険金	前記(1)の損害保険金の支払事由①または③の事故の際に、次の①の事故によって②の損害が生じたとき ①借用戸室から発生した火災、破裂または爆発 ②第三者の所有物の滅失、き損または汚損。 ただし、煙損害または臭気付着の損害を除く。	損害が生じた被災世帯の数×5万円ただし、1回の事故につき家財保険金額の10%限度
	(5) 被災時転居費用保険金	前記(1)の損害保険金の支払事由に記載の事故によって損害保険金が支払われる場合において、その事故によって借用戸室が半損以上となり、借用戸室に居住できなくなって、転居先への引越し費用を支出したとき	1回の事故につき20万円限度
	(6) 臨時宿泊費用保険金	前記(1)の損害保険金の支払事由に記載の事故（⑨の水災を除く）によって飲用水、電気もしくはガスの供給停止または排水設備の使用不能の結果として借用戸室に居住することができなくなったため、臨時宿泊費用を支出したとき	宿泊費用の額 1泊につき15,000円限度で14泊までとし、1回の事故につき15万円限度
	(7) ストーカー被害時転居費用保険金	ストーカー行為等を受けることを原因として、危険または不安等を覚え、保険期間中に警察等に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」に基づいて申出等を行い受理された場合において、ストーカー行為等を避けるために警察等の受理日から90日以内に借用戸室から転居し、転居先への引越し費用を支出したとき	1回の事故につき10万円限度
	(8) ドアロック交換費用保険金	<p>下記①、②の事由により、被保険者が借用戸室の玄関ドアロックの交換費用を負担したとき            ①借用戸室の玄関ドアの鍵が盗難された場合            ②第三者の加害行為により借用戸室の玄関ドアロックに損害が発生した場合            ただし、警察への被害届出を条件とし、事由発生日から180日以内に玄関ドアロックを交換、費用を負担した場合に限る。</p>	1回の事故につき 3 万円限度
	(9) ピッキング等防止費用保険金	<p>盗難あるいは第三者の加害行為により借用戸室の玄関ドアロックを開錠された場合に、同様な事故を防止する目的で、玄関ドアロックの交換（注）または防犯装置設置の工事を実施し、被保険者がその費用を負担したとき            ただし、警察への被害届出を条件とし、事由発生日から180日以内に玄関ドアロックを交換、防犯装置設置の費用を負担した場合に限る。</p>	1回の事故につき 3 万円限度 （注）同一事故において、（8）ドアロック交換費用保険金が支払われる場合には、重複しては支払いません。
家財補償拡大特約【スタンダードプランに付帯】	(1) 損害保険金	普通保険約款(1)の損害保険金の支払事由に記載の①から⑪の事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象について損害が生じたとき	再調達価額（注）によって定めた損害の額から免責金額（3万円）を差し引いた額とし、1回の事故につき30万円限度 （注）貴金属・宝石・美術品等については時価額とします。

### II. 修理費用補償

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払額および支払限度
修理費用等保険金	(1) 借用戸室に次のいずれかの損害が生じた場合において、	被保険者の負担した費用の額とし、プランごとに1回の事故につ

	被保険者が賃貸借契約等に基づきまたは緊急的に、自己の費用でこれを修理したとき ただし、借家人賠償責任保険金が支払われる場合を除く。 ①前Ⅰ家財補償の(1)損害保険金の支払事由①から⑪までの事故(ただし、⑨の事故を除く)による損害 ②借用戸室の窓ガラスの熱割れによる損害  (2) 借用戸室内における被保険者の死亡による損害 (3) 借用戸室の専用水道管に凍結が生じ、被保険者が次のいずれかの費用を負担したとき ①損害が生じた専用水道管の修理費用 ②凍結した専用水道管の解氷費用 ③凍結事故の再発防止のための専用水道管の改良費用  (4) 借用戸室内において被保険者が死亡し、借用戸室の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者が被保険者の遺品整理のための費用を支出したとき	き以下の額を限度
	ライトプラン	スタンダードプラン
	(1) ①の損害 100万円限度 (1) ②の損害 3万円限度 (2) の損害 左記(4)の費用と合計して 30万円限度 (3) ①の損害 20万円限度 (3) ②の損害 10万円限度 (3) ③の損害 1万円限度 (4) の損害 左記(2)の損害と合計して 30万円限度	(1) ①の損害 100万円限度 (1) ②の損害 100万円限度 (2) の損害 左記(4)の費用と合計して 100万円限度 (3) ①の損害 30万円限度 (3) ②の損害 15万円限度 (3) ③の損害 1万円限度 (4) の損害 左記(2)の損害と合計して 100万円限度

※1回の事故に対して支払う保険金の限度額は、家財補償のすべての保険金および修理費用保険金を合計して1,000万円となります。

### III.賠償責任補償

約款の種類	保険金の種類	保険金を支払う場合(支払事由)	支払額および支払限度								
普通保険約款	(1) 借家人賠償責任保険金	<p>①借用戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故により損害を受けたため、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p> <p>(a) 火災 (b) 破裂または爆発 (c) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ</p> <p>②借用戸室の次のいずれかの部位が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する前①の(a)から(c)までの事故以外の不測かつ突発的な事故により損害を受けたため、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき</p> <p>(a) 窓ガラス (b) 洗面ボウル (c) 便器 (d) 浴槽</p> <p>③次のいずれかの費用について、被保険者が借用戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ただし、これらの費用を負担すべき者が、事故通知日から30日以内にこれらの費用について修理費用保険金の請求を行わなかった場合に限る。 また、この場合、損害賠償請求権者による弊社に対する保険金請求を認める。</p>	<p>以下のおく〈賠償責任保険金の範囲〉に記載の損害賠償金および費用の合計額。プランごとに1回の事故につき下記の額を限度</p> <table border="1"> <tr> <td>ライトプラン</td> <td>スタンダードプラン</td> </tr> <tr> <td>①の損害 保険証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度</td> <td>①の損害 保険証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度</td> </tr> <tr> <td>②(a)の損害 3万円限度 ②(b)から(d)までの損害 5万円限度</td> <td>②(a)の損害 100万円限度 ②(b)から(d)までの損害 100万円限度</td> </tr> <tr> <td>③の損害 30万円限度</td> <td>③の損害 100万円限度</td> </tr> </table>	ライトプラン	スタンダードプラン	①の損害 保険証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度	①の損害 保険証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度	②(a)の損害 3万円限度 ②(b)から(d)までの損害 5万円限度	②(a)の損害 100万円限度 ②(b)から(d)までの損害 100万円限度	③の損害 30万円限度	③の損害 100万円限度
ライトプラン	スタンダードプラン										
①の損害 保険証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度	①の損害 保険証券に記載の借家人賠償責任保険金額を限度										
②(a)の損害 3万円限度 ②(b)から(d)までの損害 5万円限度	②(a)の損害 100万円限度 ②(b)から(d)までの損害 100万円限度										
③の損害 30万円限度	③の損害 100万円限度										

	(a) 借用戸室内における被保険者の死亡により生じた、借用戸室の修理、清掃または消臭・消毒費用 (b) 借用戸室内において被保険者が死亡し、借用戸室の賃貸借契約等が終了する場合における遺品整理費用	
(2) 個人賠償責任保険金	日本国内において生じた次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったとき ①借用戸室の使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	以下の〈賠償責任保険金の範囲〉に記載の損害賠償金および費用の合計額 ただし、1回の事故について支払われるべき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金の合計額が1,000万円を超える場合には、1,000万円を限度
借家人賠償責任補償拡大特約【スタンダードプランに付帯】	(1) 借家人賠償責任保険金	以下の(賠償責任保険金の範囲)に記載の損害賠償金および費用の合計額から免責金額1万円を控除した額 ただし、1回の事故について10万円限度

※1回の事故に対して支払う保険金の限度額は、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金を合計して1,000万円となります。

### 〈賠償責任保険金の範囲〉

- ①被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
- ②損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ③被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、その権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ④損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送その他緊急措置のために要した費用
- ⑤折衝または示談について被保険者が弊社の同意を得て支出した費用
- ⑥被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用

### IV.保険をお支払いできない主な場合

この保険で、保険金をお支払いできない主な場合は、次表のとおりです。全ての内容を記載しているものではありませんので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

各補償共通	修理費用補償
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者またはこれら者の法定代理人の故意によって生じた損害</li> <li>・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</li> <li>・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によって生じた損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者または被保険者の重大な過失または法令違反。なお、被保険者の自殺による損害は、故意もしくは重大な過失によって生じた損害には該当しないものとして取り扱う</li> <li>・保険契約者、被保険者、借用戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触</li> <li>・被保険者が借用戸室を退去により貸主に明け渡す際、修理費用等保険金を支払う場合に記載の損害以外の原状回復費用</li> <li>・壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部に生じた損害</li> <li>・玄関、エントランスホール、ロビー、廊下、昇降機、郵便受、宅配ボックス等共同に利用される物に生じた損害</li> </ul>

家財補償	借家人賠償責任補償
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の重大な過失または法令違反</li> <li>・保険契約者は被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触</li> <li>・保険事故の際に保険の対象の紛失または盗難</li> <li>・保険の対象が屋外にある間(専用駐輪場または一戸建敷地内の自転車、エアコンの室外機、洗濯機置場の洗濯機等を除く)に生じた事故</li> <li>・次の場合もストーカー被害時転居費用保険金を支払いません。            ①被保険者がストーカー行為等を容認する行為を行った場合            ②被保険者がストーカー行為等を教唆または帮助する行為を行った場合            ③被保険者が過度の暴力または脅迫、重大な侮辱等そのストーカー行為等を誘発する行為を行った場合</li> <li>・保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質によるさび、かび、変質、変色等によって生じた損害</li> <li>・すり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観の損傷または保険の対象の汚損</li> <li>・偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定により加重された損害賠償責任</li> <li>・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>・航空機、船舶、車両(注)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>・借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質等によって生じた損害</li> <li>・不測かつ突然の外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害</li> <li>・被保険者が借用戸室を退去により貸主に明け渡す際、借家人賠償責任保険金を支払う場合に記載の損害以外の原状回復費用</li> </ul>
	<p style="text-align: center;"><b>個人賠償責任補償</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者と同居する者に対する損害賠償責任</li> <li>・被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任</li> <li>・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任</li> <li>・航空機、船舶、車両または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> <li>・被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</li> </ul>

### 3. 主な特約とその概要

家財補償拡大特約については、A. 契約概要 2. 補償の内容のⅠ.家財補償を、借家人賠償責任補償拡大特約については、A. 契約概要 2. 補償の内容のⅢ.賠償責任をご参照ください。

#### I 法人等契約の被保険者に関する特約

(1) この特約が付帯された保険契約の被保険者は、保険契約者である法人等の役員または使用人(注)で、生活の本拠として借用戸室に居住している者およびその者と生活の本拠として借用戸室に同居する者とします。ただし、弊社と契約された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

(注) この特約において、使用人とは、法人または個人事業主と雇用関係にあり、その指揮・命令に従う者をいいます。

(2) 保険証券等に被保険者名の記載がある場合には、(1)の規定を適用しません。

#### II 包括契約特約

この特約が付帯された場合には、借用戸室の所有者または管理業者が保険契約者となり、当該借用戸室の入居者を包括して被保険者とする方式での引受を可能とします。

#### III 転居時の借用戸室の取扱いに関する特約

被保険者が転居し、借用戸室を保険期間の中途において変更する場合または転居前の借用戸室にかかるこの保険の保険契約を解約し、弊社と新たに保険契約を締結する場合に適用します。この特約により、変更前借用戸室と変更後借用戸室の賃貸借契約の契約期間が重複している間に限り、30日間を限度として、変更前借用戸室と変更後借用戸室の両方を借用戸室として取り扱います。

「保証会社等による保険料立替支払に関する特約」および「保険料支払手段に関する特約」(キャッシュレス決済手段)については特約集をご確認ください。

### 4. 保険期間、保険責任の開始時期および満期継続

#### I 保険期間・保険責任の開始時期

この保険の保険期間は、加入コースにより1年間または2年間です。

弊社からの保険契約引受けの承諾があり、普通保険約款の規定に従い保険料をお支払いいただいたことを条件に、保険期間開始日の午前0時より、保険責任が開始します。

#### II 満期継続

(1) 保険契約の継続を行う場合には、保険期間満了日の30日前までに、保険契約者に対し継続契約の内容を通知します。

(2) 保険期間満了日までに、保険契約者から継続しない旨の申し出がない場合は、(1)の継続契約の内容により保険契約は継続します。

- (3) (2)にかかわらず、継続契約の保険料の払込期日までに継続契約の保険料の払込がない場合で、保険料の払込猶予期間の設定がない場合には、保険契約は継続されません。ただし、保険料の払込猶予期間の設定がある場合には、払込猶予期間の満了日までに未払込保険料が払い込まれた場合には、この保険契約の継続をするものとします。  
 「B. 注意喚起情報の6. 保険料の払込期日および払込猶予期間」をご参照ください。
- (4) 保険契約が継続された場合には、弊社は、弊社所定の保険契約継続証または保険証券を保険契約者に交付します。  
 ※商品改訂等により、保険契約の継続ができない場合があります。

### 5. 引受条件(加入プラン・コース)と保険料について

保険金額と保険料は加入プラン(スタンダードプランもしくは、ライトプラン)と加入コースによって決定されます。プランおよびコースを決定するにあたっては、パンフレットの「家財評価額表」等でご確認ください。所有する家財(再調達価額)に対し契約プランが過小または過大である場合には、損害の一部しか補償されない場合があります。  
 ※保険金の支払事由に該当する場合でも、想定外の事象の発生等により、弊社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を弊社の定める所により削減して支払うことがあります。「B. 注意喚起情報の11. その他法令などでご注意いただきたい事項について」をご確認ください。

### 6. 保険料について

保険料のお支払いについては、保険契約申込書により指定された払込方法(月払または一括払)および経路(現金持参払(代理店払)・送金払・コンビニ払・口座振替払・クレジットカード払・保証会社払(注1)・バーコード決済等(注2))で、ご選択いただいた加入コースの保険料をお支払いください。

(注1) 保証会社等による保険料立替支払に関する特約を適用した払込を指します。

(注2) 保険料支払手段に関する特約を適用した払込(キャッシュレス決済)を指します。

※想定外の事象等が発生した場合には、弊社は保険料の増額を行うことがあります。「B. 注意喚起情報の11. その他法令などでご注意いただきたい事項について」をご確認ください。

### 7. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

### 8. 解約時の保険料の返還について

保険料の払込方法が一括払の場合で、保険期間の中途において保険契約を解約されたときは、ご契約の保険期間のうち、未経過期間に対応する保険料をつぎの計算式により計算し、保険契約者に返還します。※計算結果が1,000円未満となる場合は、返還保険料はありません。

#### (1) 保険料の払込方法(回数)が一括払の場合、

$$\text{返還保険料(注2)} = \frac{\text{保険料} \times 0.8 \times \text{保険期間月数} - \text{既経過月数(注1)}}{\text{保険期間月数}}$$

(2) 保険料の払込方法(回数)が月払の場合は、すでに払い込まれた保険料は返還しません。ただし、解約日の属する月の翌月以降の保険料が払い込まれているときには、その保険料を返還します。

(注1) 保険期間開始日から解約日までの月数をいい、「1か月末満の端日数は、1か月に切り上げます。

(注2) 10円未満は四捨五入し、10円単位とします。

ただし、計算結果が1,000円未満となる場合には、保険料は返還しません。

※解約される場合は、弊社《お客さまサービスセンター》までご連絡ください。マイページでも手続き可能です。

## B. 注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。ご契約される前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みくださいようお願いします。申込人（保険契約者になる方）と被保険者が異なる場合は、申込人から「注意喚起情報」の内容を被保険者にご説明ください。  
ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては普通保険約款および特約をご確認ください。

### 1. クーリングオフについて

#### I クーリングオフのお申し出方法

ご契約を申し込まれた日またはクーリングオフに関する書面もしくは電磁的記録を受領した日のいずれか遅い日から8日以内（書面の場合は消印有効）（以下「クーリングオフ締切日」といいます。）であれば、クーリングオフを行うことができます。クーリングオフされる場合はクーリングオフ締切日までに弊社に郵便もしくは電磁的記録にてご通知ください。

#### II ご通知いただく事項

- 〈ハガキまたは封書の場合〉  
クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。
  - (1) 契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
  - (2) ご契約を申し込まれた方の住所・署名・押印（シャチハタを除く）、電話番号（ご連絡先）
  - (3) ご契約を申し込まれた日の年月日
  - (4) ご契約を申し込まれた保険の保険種類および契約番号または証券番号
  - (5) ご契約を取り扱った代理店名  
◆宛先：〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町1-9-26 ルーシッドスクエア船場902
  - 〈電磁的記録の場合〉  
クーリングオフのお申し出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、弊社ホームページまたは電子メールにてご通知ください。
  - (1) 契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
  - (2) ご契約を申し込まれた方の住所・氏名・電話番号またはメールアドレス
  - (3) ご契約を申し込まれた日の年月日
  - (4) ご契約を申し込まれた保険の保険種類および契約番号または証券番号
  - (5) ご契約を取り扱った代理店名  
◆弊社ホームページの「お問い合わせフォーム」または info@al-ssi.com からご通知ください。

#### －ご注意－

- ・ご契約を取り扱った代理店では、クーリングオフを受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ・すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、これを知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、クーリングオフの効力は発生せず、保険金は支払われてご契約は有効に存在するものとします。
- ・クーリングオフをされた場合には、すでにお払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

### 2. 告知義務について

保険契約申込書に記載する以下の事項は、ご契約に関する重要事項（告知事項）です。ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項に関して事実が記載されない場合は、弊社がご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合があります。

- (1) 借用戸室が賃貸借契約の対象となっている住居用のものであること
- (2) 借用戸室の住所
- (3) 保険契約者の氏名または名称
- (4) 被保険者（入居者）の氏名
- (5) 被保険者（入居者）の生年月日
- (6) 同一被保険者（入居者）にかかる弊社の他の保険契約の有無

### 3. 通知義務について

#### I ご契約いただいた後、次の変更が生じた場合には、ご契約者または被保険者は遅滞なく、弊社に通知していただく義務（通知義務）があります。

- (1) 借用戸室の用途を変更したこと。
- (2) 被保険者が借用戸室に居住しなくなったこと。
- (3) 保険契約者が住所または通知先を変更したこと。
- (4) (1) から(3) までのほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。

（注）告知事項のうち、保険契約締結の際に弊社が交付する書面等において通知事項として定めたもの

II Ⅰの事実の発生によってこの保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、弊社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。また、この場合にⅠの事実に基づいて発生した損害に対しては保険金をお支払いしません。

### 4. 保険責任の開始時期

「A契約概要の4. 保険期間、保険責任の開始時期および満期継続」をご参照ください。

### 5. 保険金をお支払いできない場合

「A契約概要の2. 補償の内容IV保険金をお支払いできない主な場合」をご参照ください。

### 6. 保険料の払込期日および払込猶予期間

I 保険料の払込期日および払込猶予期間は、払込方法（回数）および払込方法（経路）ごとに次のとおりとします。

#### (1) 払込方法（回数）が一括払の場合

払込方法（経路）	払込期日	払込猶予期間
①現金持参払（代理店払）	保険期間開始日（注1）の前日	設定なし
②送金払		
③コンビニ払	保険期間開始日（注1）の前日	払込期日の属する月の翌々月末日
④口座振替払		
⑤クレジットカード払	保険期間開始日（注1）の属する月の翌月末日	払込期日の属する月の翌々月末日
⑥保証会社払（注2）	弊社が指定する各保証会社の定めによる	設定なし
⑦バーコード決済等（注3）	保険期間開始日（注1）の前日	払込期日の属する月の翌々月末日

（注1）継続契約の場合には、継続日とします。

（注2）保証会社等による保険料立替支払に関する特約を適用した払込を指します。

（注3）保険料支払手段に関する特約を適用した払込（キャッシュレス決済）を指します。

#### (2) 払込方法（回数）が月払の場合

保険料種類	初回保険料		第2回目以降の保険料（注1）		
	払込方法（経路）	払込期日	払込猶予期間	払込期日	払込猶予期間
①口座振替払	保険期間開始日の属する月の翌月末日	払込期日の属する月の翌々月末日	保険期間開始日の翌月以降毎月の末日	保険期間開始日の翌月以降毎月の末日	払込期日の属する月の翌々月末日

（注1）継続契約の初回保険料を含みます。

II Ⅰの払込期日内に保険料の払込がなかった場合で、払込猶予期間の設定がない場合には、この保険契約は保険期間開始日に遡って成立しなかったものとします。

III Ⅰの払込期日内に保険料の払込がなかった場合で、保険料の払込猶予期間の設定がある場合には、払込期日の翌月および翌々月に再度、保険料（注）の請求を行います。これにより、払込猶予期間の満了日までに未払保険料が払い込まれた場合には、保険契約は存続します。

（注）保険料の払込方法（回数）が月払の場合、未払込となっている保険料と当月分の保険料の合計額となります。

IV Ⅰの払込猶予期間の満了日までに未払込の保険料が払い込まれなかった場合、保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から失効します。

### 7. 保険契約の失効

I 保険期間開始日以後に、保険金の支払事由に該当せず（免責事由に該当した場合を含む）保険の対象の全部が消滅したときは、保険契約は失効します。

II 保険契約締結の後、借用戸室に係る賃貸借契約が終了した場合は、終了した時にこの保険契約は失効します。

### 8. 事故が発生した場合について

I この保険で補償される事故が発生した時は、遅滞なく下記記載の事故受付センターに連絡してください。

事故受付センター（フリーダイヤル）  
0120-818-230（24時間 365日受付）

II 保険金請求にあたっては、次の書類のうち、弊社が求めるものをご提出ください。（その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。）

(1) 被保険者(補償を受けることができる方)であることを確認するための書類

住民票、印鑑証明等

(2) 弊社所定の保険金請求書

(3) 損害等の発生を示す書類

①公的機関が発行する事故証明書（罹災証明書、事故証明書、盗難届出受理番号等）

②被保険者の事故状況報告書（事故原因・状況に関する写真・映像データ、損害状況に関する写真・映像データ、修理業者からの報告書等）

③被保険者の死亡診断書（死体検査書）

(4) 損害額または費用の額を証明する書類

①取得時の領収書、売買契約書、団面、仕様書、保証書等

②修理見積書・請求書・領収書、預貯金に関する金融機関の証明書等

(5) 損害賠償の額、費用の額および損害賠償請求権者を確認する書類

①診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費の領収書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本、争訟費用等に関する領収書等

②修理見積書・請求書・領収書・取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上実績書等

③示談書、免責証書、判決書、弊社所定の念書、損害賠償請求権者からの領収書等

(6) 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

(注) 1. この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」は行いません。賠償事故にかかる示談交渉は、必ず弊社担当者とご相談いただきながらおすすめください。

2. 保険金請求権は、3年間の時効により消滅しますので、ご注意ください。

## 9. 少額短期保険業者が引受け可能な保険契約について

弊社は財務局に登録された少額短期保険業者として次のⅠからⅢまでの全てに該当する保険の引受けを行っています。

Ⅰ 保険期間が2年以内

Ⅱ 一被保険者についての保険金額の合計額が法令で定める金額以下（2,000万円、低発生率保険以外は1,000万円）

Ⅲ 一保険契約者についての保険区分に応じた保険金額の合計額が法令で定める上限総保険金額以下

## 10. 補償重複

ご契約者または被保険者が契約されている他社の保険契約等（共済契約、または異なる保険種類の特約を含みます。）に、すでにこの保険と同様の補償がある場合、補償が重複することがあります。この場合、補償が重複していても保険金は二重には支払われることはありませんので、補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認のうえでご契約ください。

この保険と補償が重複する主な例は、次表のとおりです。

〈補償が重複する可能性のある主な例〉

今回ご契約いただく補償	補償重複が生じる他の保険契約等の例
個人賠償責任補償	自動車保険、傷害保険等の個人賠償責任補償特約

## 11. その他法令などでご注意いただきたい事項について

Ⅰ 保険期間中に保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、弊社の定めるところにより保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

Ⅱ 保険金の支払事由に該当する場合でも、想定外の事象の発生等により、弊社の収支に著しく影響を及ぼすと特に認めたときは、保険金を弊社の定めるところにより削減して支払うことがあります。

Ⅲ 弊社は、この保険が不採算となり、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、弊社の定めるところにより、保険契約の継続時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

Ⅳ この保険が不採算となり、継続契約の引受けが困難になった場合には、弊社は、保険契約の継続を引き受けないことがあります。

## 12. 少額短期保険業者が経営破たんした場合

少額短期保険業者が経営破綻した場合であっても、「損害保険契約者保護機構」の行う資金援助等の措置の対象とはなりません。また、この保険は保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約には該当しません。

## 13. 指定紛争解決機関について

弊社は、お客さまからお申し出いただいたご意見・苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存です。なお、お客さまの必要に応じ、弊社が契約する指定紛争解決機関の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことも可能です。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」  
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8 HF八丁堀ビルディング2階  
Tel 0120-82-1144 Fax 03-3297-0755  
受付時間:9:00 ~12:00、13:00 ~17:00  
受付日:月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

※「少額短期ほけん相談室」につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。  
<https://www.shougakutanki.jp/>

## 14. 支払時情報交換制度

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。  
※本制度に参加している少額短期保険業者等につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。  
<https://www.shougakutanki.jp/>

## 15. 個人情報の扱いについて

I 個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

II 個人情報の利用目的

弊社は、保険契約の引受け・管理保険金の支払い等の業務の遂行のために必要な範囲において個人情報を取得・利用します。

III 個人情報の提供

弊社は、弊社業務遂行上必要な範囲内で、業務委託先(代理店を含む)に提供する場合、法令に基づく場合等の場合を除き、ご本人からの個人情報を外部に提供することはありません。

※弊社の個人情報の取り扱いに関する詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

## 16. 保険証券等の電子交付について

弊社ホームページ上の、契約者さま専用ページ「マイページ」にて保険証券等の電子交付を行い、原則紙での発行はいたしません。  
アクセス方法につきましては、「C.保険証券等の電子交付のご案内」をご確認ください。

書面での保険証券の発行を請求することもできますが、その場合は、本冊子表紙に掲載の「お客さまサービスセンター」までご連絡ください。

## C. 保険証券等の電子交付のご案内

便利で、早い上に、紙の使用の削減等、環境保護にもつながるため、原則保険証券等の電子交付としております。  
お客様のパソコンやスマートフォンなどから「マイページ」へログインのうえ、ご確認ください。

### ■ 「マイページ」でできること

- ・契約情報の確認
  - ・保険解約の受付
  - ・e保険証券の確認、印刷
  - ・契約内容変更の受付
  - ・事故報告の受付
  - ・ご契約のしおり、重要事項説明書のダウンロード
- これらを、インターネットからお客さまご自身でお手続きいただけます。  
また、24時間365日無料でご利用いただけます。  
※弊社における対応は、翌営業日以降となります。

### ■ 「マイページ」ご登録方法

- ① 「エイ・ワン少額短期保険」で検索か  
<https://www.a1-ssi.com/>でエイ・ワン少額短期保険のホームページにアクセスします。

スマートフォンの場合はこちらから



エイ・ワン少額短期保険  
ホームページQRコード

- ② 「マイページログイン」をクリックします。
  - ③ 後は画面の指示に従ってお進み下さい。
- ※ご契約が「マイページ」に反映されるまでお時間がかかる場合がございます。  
※内容により対応が後日になる場合がございます。

### ■ ご登録後は、エイ・ワン少額短期保険ホームページもしくは

右記QRコードから  
「マイページ」に  
ログインしてください。



「マイページ」  
ログインQRコード

※パソコン・スマートフォン等でのインターネット環境が必要となります。機種・OSによりご利用できない場合があります。  
※インターネット通信料はご契約者さまのご負担となります。

### 【解約返戻金表掲載ページURL】

既経過月数に応じた解約返戻金の金額は、弊社ホームページに掲載しています。  
[https://www.a1-ssi.com/news/pkobo\\_news/upload/140-Olink\\_file.pdf](https://www.a1-ssi.com/news/pkobo_news/upload/140-Olink_file.pdf)



※解約返戻金表をお送りすることも可能ですので、ご要望の際は下記までご連絡ください。  
《お客さまサービスセンター》 0120-965-508

